

6 意見書の交付手続きの省略について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。）の一部改正により、法第 36 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 1 項の規定に係る許可申請と千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第 8 条第 1 項の規定に係る意見書の交付の申請窓口が、共に消防局予防部指導課となることから、当該許可申請に意見書を添付することは不要とし、また、意見書の交付は省略できるものとする。